

石川県入札及び契約の手續に関する苦情処理事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ）の入札及び契約の手續に関する苦情を適切に処理し、入札及び契約の透明性を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要領の規定による苦情処理の対象工事は、県が発注した建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札により行われたものとする。

ただし、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事については、石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年6月28日施行）により設置された石川県政府調達苦情検討委員会において、苦情処理が行われることに留意すること。

(一次苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において、競争参加資格の確認申請書の提出者のうち、参加資格が否認されたことに対して不服がある者は、執行機関の長に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。
- (2) 一般競争入札における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、執行機関の長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (3) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、当該指名競争に参加するものとして指名されなかったことに対して不服がある者は、執行機関の長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

(一次苦情の申立ての方法)

第4条 前条各号に定める苦情の申立ては、それぞれ次の方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号及び2号に定める申立ては、落札決定日の翌日から起算して7日（石川県の休日を守る条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、執行機関の長に対して、苦情申立書（様式1）を提出して行わなければならない。
- (2) 前条第3号に定める申立ては、当該入札結果の公表日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、執行機関の長に対して、苦情申立書（様式1）を提出して行わなければならない。

(一次苦情に対する回答)

第5条 執行機関の長は、前条に定める苦情の申立てを受けた場合にあつては、申立て期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、申立人に対し、苦情申立に対する回答書(様式2)により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、合理的かつ相当程度の理由がある場合であつて、申立人の了解を得られたときは、回答期限を延長できる。

(一次苦情の申立ての却下)

第6条 執行機関の長は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過等、客観的かつ明白に苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

2 前項に定める却下は、第4条の苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、苦情申立却下通知書(様式3)によりその旨を通知するものとする。

(一次苦情申立てについての教示)

第7条 執行機関の長は、一次苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象工事に係るものに限る。

(1) 一般競争入札にあつては、入札公告、総合評価方式に係る技術資料作成要領等に、第3条第1号及び第2号に掲げる一次苦情申立てができる旨を教示する。

(2) 指名競争入札にあつては、第3条第3号に掲げる一次苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。

(再苦情の申立て)

第8条 第5条第1項に定める回答書を受理した者であつて、当該回答書による説明に不服のある者は、執行機関の長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての方法)

第9条 前条の再苦情の申立ては、第5条第1項に定める回答書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、執行機関の長に対して、再苦情申立書(様式4)を提出して行わなければならない。

(再苦情の審議の依頼)

第10条 執行機関の長は、再苦情の申立てがあつたときは、速やかに石川県入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情に対する回答)

- 第11条 執行機関の長は、委員会から再苦情の審議の結果の報告があったときは、その日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、申立人に対し再苦情申立に対する回答書(様式5)によりその結果を回答するものとする。この場合において、審議の結果が申立てを認めないものであるときは、その理由を示して、その旨を、審議の結果が申立てを認めるものであるときは、その旨及びこれに伴い県が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。
- 2 前項の執行機関の長が講じようとする措置は、同項の報告における委員会の意見を尊重した内容としなければならない。

(再苦情の申立ての却下)

- 第12条 執行機関の長は、申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過等、客観的かつ明白に苦情の申立ての適格を欠くと認められるときは、前2条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。
- 2 前項に定める却下は、第9条の再苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立却下通知書(様式6)によりその旨を通知するとともに、本委員会の直近の会議においてその概要を報告するものとする。

(再苦情申立てについての教示)

- 第13条 第5条に規定する苦情申立てに対する回答書(様式2)に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(入札及び契約の手續の執行)

- 第14条 一次苦情及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約の手續の執行を妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から施行する。